

# 被扶養者状況確認調査Q & A ～調書作成前にお読みください！～

## ■収入に関する証明書類について■

### ●「所得証明書」はどこで入手できるのですか？

☆平成30年1月1日の住民票登録地の役所にて発行されます。  
引っ越しにより平成30年1月1日の住民票登録地が遠方の場合等、郵便にて証明書を請求できる場合があります。  
請求方法については住民票登録地の当該役所にご確認ください。発行手数料はご本人負担となります。ご了承ください。

### ●「所得証明書」はいつの分が必要ですか？

☆平成30年度分（平成29年分の所得が記載）をご用意ください。収入がない場合でも「0円」と記載のあるものを発行してもらってください。「金額記載省略のない証明書」が必要となります。  
なお、収入がない方で「所得証明書の交付ができない」と言われた場合は、簡易申告書で収入がないという申告をすれば所得証明書が発行されます。その手続きについては役所にご確認ください。

### ●所得証明書として「市民税・県民税の税額通知書」を提出してもいいですか？

☆「市民税・県民税の税額通知書」では対応できません。  
住民税の税額通知書では、確定申告の有無、確定申告の情報が全て反映されているか等の判断が難しいため、役所にて発行される「所得証明書」をご提出ください。

### ●妻（60歳未満）にはパート収入があります。毎年、収入は基準内（130万円未満）です。役所発行の「所得証明書」、「課税・非課税証明書」を求められますが、勤務先からもらう源泉徴収票ではだめですか？

☆源泉徴収票で給与収入を確認することができますが、その他の収入（例えば、不動産所得、配当等）があるかどうかは健康保険組合ではわかりません。  
よって、昨年の収入全般を確認するために金額記載省略のない「所得証明書」「課税・非課税証明書」の提出をお願いしています。

### ●給与明細書が手元にありません。どうすればいいですか？

☆給与明細書がWeb化等により出力できない、お手元にないという場合、お勤め先に「給与支払証明書」の発行を依頼していただくか、あるいは雇用契約書（コピ）をご提出ください。  
これらは本年の年収推計をするために必要です。雇用契約書に通勤費が記載されているかを確認し、通勤費の記載がない場合は、余白に通勤費をご記入ください。給与支払証明書は入手に時間がかかることがありますので、早めにご準備ください。

### ●年金を受給している場合に提出する「年金証明書」とはどのようなものですか？

☆本年の年金額を推計するために、公的年金の「年金振込通知書（コピ）」又は「年金額改定通知書（コピ）」等、年金の種類と金額がわかる直近の証明書が必要となります。  
多くの方の場合、毎年6月頃、圧着ハガキで「年金振込通知書」又は「年金額改定通知書」がご自宅宛に届いています。この通知書にこれから受けとる年金額が記載されています。このハガキのコピーをご提出ください。  
1月中旬に届いた「公的年金等の源泉徴収票」は昨年支払われた年金や源泉徴収された所得税等のお知らせですので、今回の調査でご提出いただく必要はありません。

### ●小規模企業共済制度の共済金は年金収入とみるのですか？

☆共済金及び解約手当金は、受け取る際の年齢や一括又は分割などの受け取り方法などで税法上の取り扱いが異なります（詳しくは中小企業基盤整備機構のホームページにてご確認ください）。**共済金を分割で受け取る場合は、「公的年金等の雑所得扱い」となります。**よって、共済金を分割で受け取る場合は、「年金収入あり」となりますので、「支給決定通知書兼支払通知書（コピ）」の提出が必要となります。

## ■別居の場合について■

●子どもが今春、卒業しましたが引き続き被扶養者になりたいと思っています。学生の頃から別居をしているので、生活費は月に1度会ったとき又は賞与のときにまとまった額を手渡しする予定です。これでいいですか？

☆いいえ、毎月送金をしていることが証明できる記録が必要です。

日々の生活の主たる生計維持者が誰なのかを確認するため、賞与时などにまとまった額を渡すということは認められません。また、仕送り額などが認定条件にあてはまる場合でも、生活費が手渡しの場合は送金の事実を確認できないため、必ず、金融機関で発行される利用明細書など、第三者が見て「誰が、誰に、いつ、いくら」送金したかわかる書類をご準備ください。

## ■単身赴任の場合について■

●「被保険者欄の住所」にはどの住所を記入するのですか？

☆単身赴任先住所をご記入ください。

●単身赴任者とその家族との「同居」「別居」の考え方は？

☆住民票では同じ住所であっても、実際の居住地は異なるので、健康保険では「別居」となります。

## ■海外に在住し日本国内に住所を有しない被扶養者について■

●どのような証明書を提出すればよいのですか？

☆次の1及び2それぞれ該当する証明書を提出してください。

1. 被扶養者の収入状況が確認できる書類
  - ・収入あり：公的機関又は勤務先から発行された収入証明書<月次給与明細書(コピ-)は直近3ヵ月分>
  - ・収入なし：無収入であることを証明する公的証明書又はそれに準ずる書類
2. 生計維持関係を証明する書類
  - ・被保険者と同居の場合：被保険者と同居していることが確認できる公的証明書又はそれに準ずる書類
  - ・被保険者と別居の場合：仕送り証明書(被保険者から被扶養者への仕送り額が確認できる書類として金融機関発行の振込依頼書又は振込先の通帳のコピ-/直近3ヵ月分)

※外国語で作成された書類の場合は「日本語の翻訳文」を添付してください(翻訳者の署名が必要です)。

※海外赴任の被保険者に帯同し同居している被扶養者の場合は証明書類の提出は不要です。

ただし、状況によっては追加で提出を求める場合があります。

## 【お願い！】

本調査で被保険者ご自身が被扶養者になるための条件を確認していただき、継続して資格を有することを申告のうえ「生計維持関係を証明する書類」を添えて健康保険組合にご提出ください。

記入漏れや申告誤り、添付書類の不備等がないよう提出前にご確認ください。

ご提出いただいた書類だけで継続認定の可否が判断できない場合は、聴き取りをさせていただいたり、追加書類のご提出をお願いする場合があります。ご了承ください。

毎年、添付書類の手配が遅れて提出期限に間に合わない方がおられます。添付書類は早めにご準備ください。